各都道府県 森林整備事業担当課長 様

林野庁森林整備部 整備課長

降積雪期及び融雪期における林道施設災害及び森林災害発生時の対応について

日頃から、森林・林業行政の推進、林道施設災害及び森林災害の早期復旧につきまして、ご理解ご尽力を賜り感謝申し上げます。

降積雪期及び融雪期を迎えるにあたり、林道施設災害及び森林災害発生時の早期かつ適切な対応を行うため、安全管理に十分ご留意の上、下記事項について徹底いただくよう改めてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、下記対応に当たっては、マスクの着用や手洗いの徹底といった新型コロナウイルス感染防止策を講じるようお願いします。

また、中央防災会議より別添のとおり、「降積雪期における防災態勢の強化等について」が発出されておりますのであわせてお知らせします。

記

1 大雪、暴風雪による被害への対応

(1) 林道施設の防災体制強化

大雪や暴風雪に対しては、あらかじめ関係機関と連携し、特に気象庁が発表する情報に注意を払うとともに、林道沿線の地域住民に防災情報等の周知を行って下さい。

また、降積雪及び融雪の状況に応じて随時警戒巡視を実施するなどにより、災害の未然防止に努めるようお願いします。

なお、生活道を兼ねた林道においては、林道施設の現況等を十分把握し、必要 に応じ適切な措置をお願いします。

2 被害報告

(1) 林道施設災害

林道施設災害が発生した場合は、すみやかに林野庁に報告願います。報告にあたっては、被災箇所位置図、写真、被害状況のほか、沿線の人家の有無、人的被

害の発生状況等、住民の生活に関連する重要な情報についても連絡願います。

また、新聞・テレビなどマスコミに取り上げられた災害については、その内容、 事実関係等について、早急に林野庁整備課災害対策班に報告いただくようお願い します。

なお、人命、家屋、公共施設等に関わる重大な災害が発生した場合は、休日、 夜間であっても緊急連絡体制に基づき速やかな連絡をお願いします。

(2) 森林災害

森林災害が発生した場合には、「農林水産業被害報告取りまとめ要領」に基づき、造林地等被害報告を迅速に提出して下さい。

3 査定前着工等の活用

林道被害箇所の拡大防止、地元住民の生活に直結した道路確保等、緊急に復旧する必要がある場合は、応急本工事による査定前着工や施越工事などを活用することにより、林道の機能回復に努めて下さい。

なお、降積雪及び融雪期においては、雪崩等の二次災害が発生する危険が高い ことから、天候の回復を待った上で対応するよう留意して下さい。

4 災害査定に向けた対応

降積雪期及び融雪期の災害は、現地調査や復旧工法の選定に時間を要することが想定されます。災害査定に向け、当該事業申請に必要な調査、書類作成等にあたり、林野庁職員による技術指導や現地調査等の支援が必要な場合には下記担当までご相談下さい。

また、雪崩等に伴う林道施設や山腹の崩壊、融雪に起因する地すべり等の被害が発生した場合には、関係機関との施行箇所分担などの調整を図る等、円滑な事業実施に努めて下さい。

担当

林野庁 森林整備部 整備課 災害対策班 藤原、佐藤、土本 TEL 03-6744-2304 FAX 03-3502-6329